

答弁書第九号

内閣参質一七四第九号

平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員川田龍平君提出チッソ後藤会長の年頭所感とチッソ分社化に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員川田龍平君提出チッソ後藤会長の年頭所感とチッソ分社化に関する質問に対する答弁書

一、二及び四から六までについて

後藤チッソ株式会社社会長が同社の社内報に寄せた年頭所感において、水俣病の被害者の感情にそぐわない表現が用いられたことは遺憾である。このため、同氏を環境省に呼び、遺憾の意を表明したところ、同氏は、不適切であったことを認め、関係者へのおわびの意を表したところである。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に向けて、政府としては、まずは救済措置の方針（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号。以下「法」という。

）第五条第一項に規定する一時金、療養費及び療養手当の支給に関する方針をいう。以下同じ。）を定めることとしている。救済措置の方針の策定後、法第八条第一項の規定に基づくチッソ株式会社からの指定申請等に対して、環境大臣が検討を行うこととなると考えていることから、事業再編計画の認可の時期等お尋ねの諸点について、現時点においてお答えすることは差し控えたい。

三について

法は、お尋ねの一時金の支給時期について、事業会社（法第九条第一項第二号に規定する事業会社をい

う。)の株式の譲渡時期による制限は課していないものと考えている。